

令和3年度

「官製談合事件」に係るアンケート調査結果

令和3年12月

南丹市

## 1 調査の概要

### (1) 目的

本市で発生した官製談合事件について、今後の再発防止のため、現状をよく把握し、課題を整理することで、今後実施する予定の研修における課題等、適切な対策、施策の展開に生かすことを目的として実施した。

### (2) 手法

#### ◎対象者

一般職員（再任用職員含む）で、調達業務に現在及び以前に携わった経験のある職員。（保育士、幼稚園教諭、学校関係・医療関係の職員、休職中の職員、外部派遣の出向職員、割愛職員、会計年度任用職員を除く）

#### ◎手 法

匿名（管理職、技術・事務の職種、勤続年数の区分、入札経験は記載）

◎調査対象 令和3年9月を基準に概ね10年以内の状況や事例を対象に回答を求めた。

◎調査期間 令和3年9月16日 ～ 令和3年10月4日

## 2 対象者及び回答者

対象数	286
回答数	254
回答率	88.8%

(回答の分類・内訳)

職 階			職 種			
管理職	管理職以外	記載なし	技術職	事務職	専門職	記載なし
47	205	2	40	195	15	4

勤続年数区分					入札事務経験		
20年以上	10～19年	5～9年	5年未満	記載なし	有	無	記載なし
150	40	35	27	2	180	71	3

- ※ ① 2件白紙の無回答がありました。回答数には含んでいません。  
② 対象数は当該所属の職員数全体。業務経験（調達業務の従事）が判別できないため、回答率はあくまで参考。

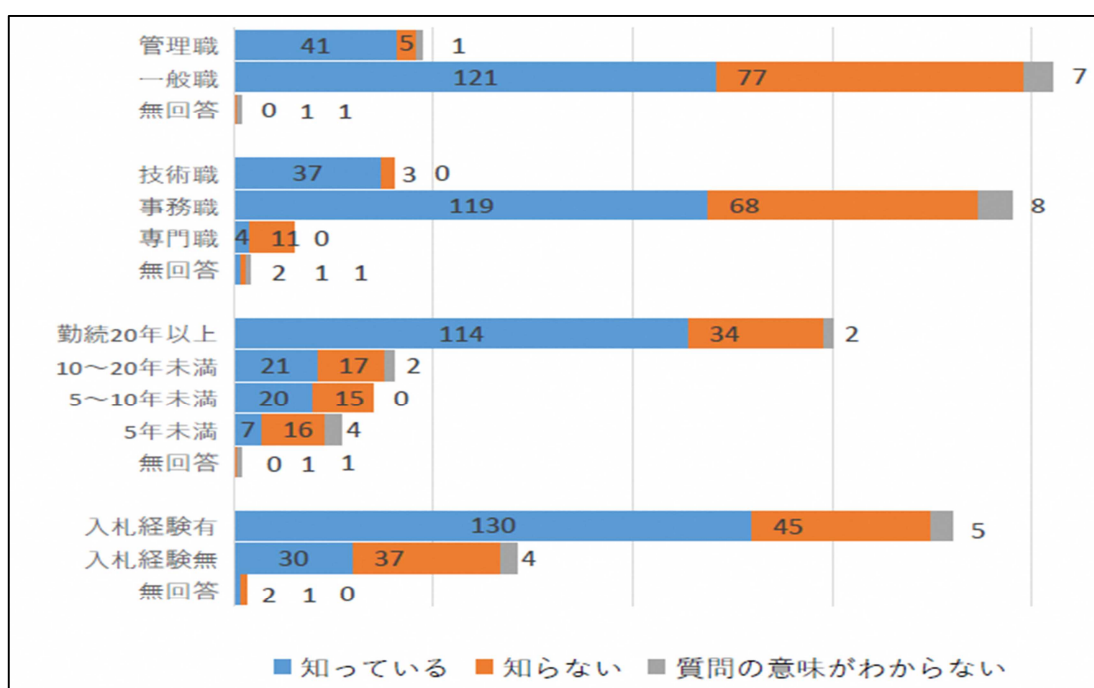
### 3 回答結果

#### (1) 入札における基本事項の把握状況

設問4～9：入札制度について、合併以後、入札契約の専門部署を置き、制度を運用してきたが、基本的な理解の現状を確認するための設問。

#### 【設問4】 本市では、発注見通し（予定価格250万以上の工事）を発注前に公表していることを知っていましたか。

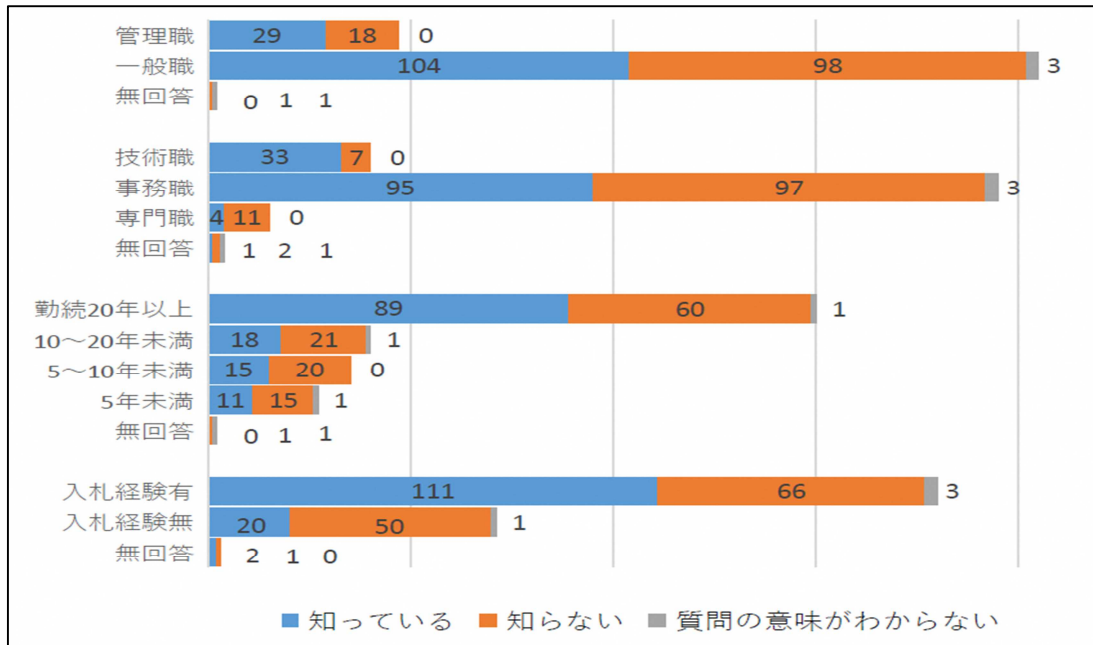
- ◎ 本市では、予定価格250万円以上の工事は、4半期ごとに公表しています。  
 ただし、予定価格に関する情報は公開していません。



- 勤続20年以上の職員、入札経験の有る者でも把握していない職員が多い。  
 工事発注の多い技術職には認識は高いが、経験の少ない事務職は少し低い傾向が見られる。
- 日常の業務で機会が少ないとはいえ、正確な理解がなければ、非公表の価格に関する情報漏洩の可能性もあるため、周知、理解に努める必要がある。

#### 【設問5】 本市では、入札結果を翌日に公表していることを知っていましたか。

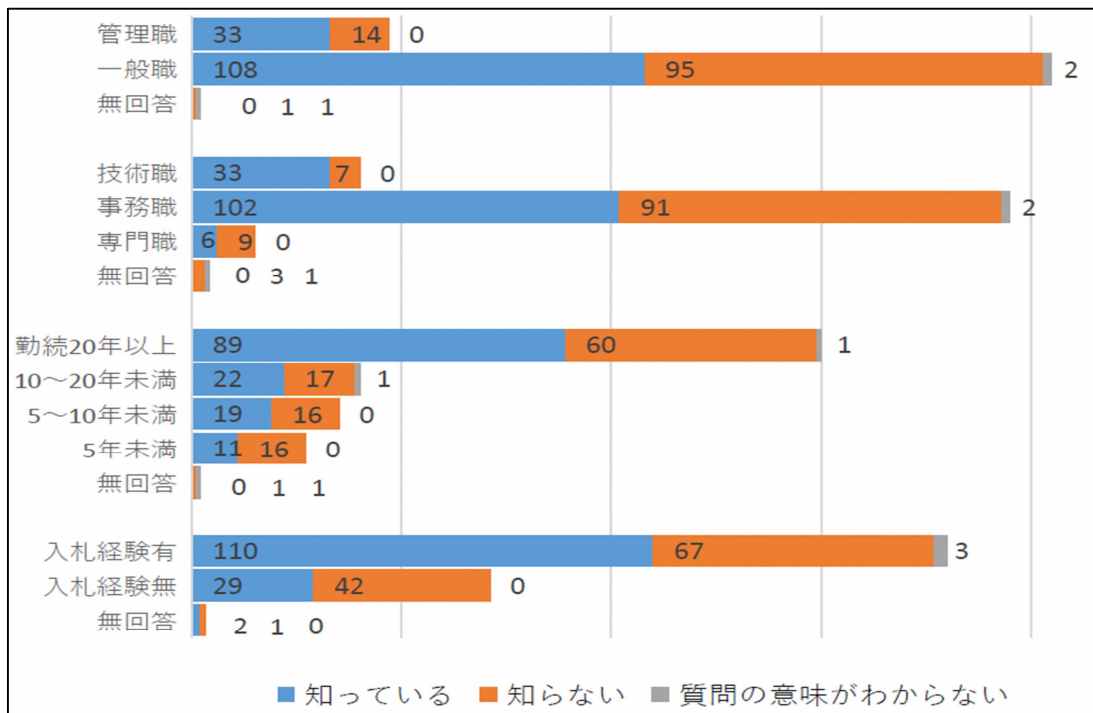
- ◎ 本市では、入札に付した案件は、翌開庁日に入札結果を公表しています。  
 工事、コンサル業務、物品購入、業務委託など、入札案件全ての応札状況（事業者名、応札金額、辞退、失格、その他）を公表していますが、随意契約では公表していませんので、競争の状況や予定価格は情報公開請求によって初めて、請求者に対して明らかになる情報です。



- 勤続20年以上の職員や、入札経験が有る職員でも把握していない職員が多い。経験がない職員は更に多い傾向がある。特に、事務職員に関しては把握していない職員の割合が多いが、日常おこなっている随意契約による見積合わせと混同している可能性がある。
- 入札は工事だけでなく業務委託や物品購入も公表しているので、意識の改善が必要。また、正確な理解がないと入札と随意契約を混同して、公開していない情報を漏洩する可能性があるため、周知、理解に努める必要がある。

**【設問6】 本市では、予定価格を事前公表していることを知っていましたか。  
(工事、コンサル、物品役務全て)**

- ◎ 本市では、入札に付した案件は、全て予定価格を事前に公表しています。一方、随意契約の場合は、予定価格は事前も事後も公表はありません。  
(見積結果同様に情報公開請求によって請求者は知ることができる。)



- 勤続年数、入札経験に関わらず把握できていない職員が多い。

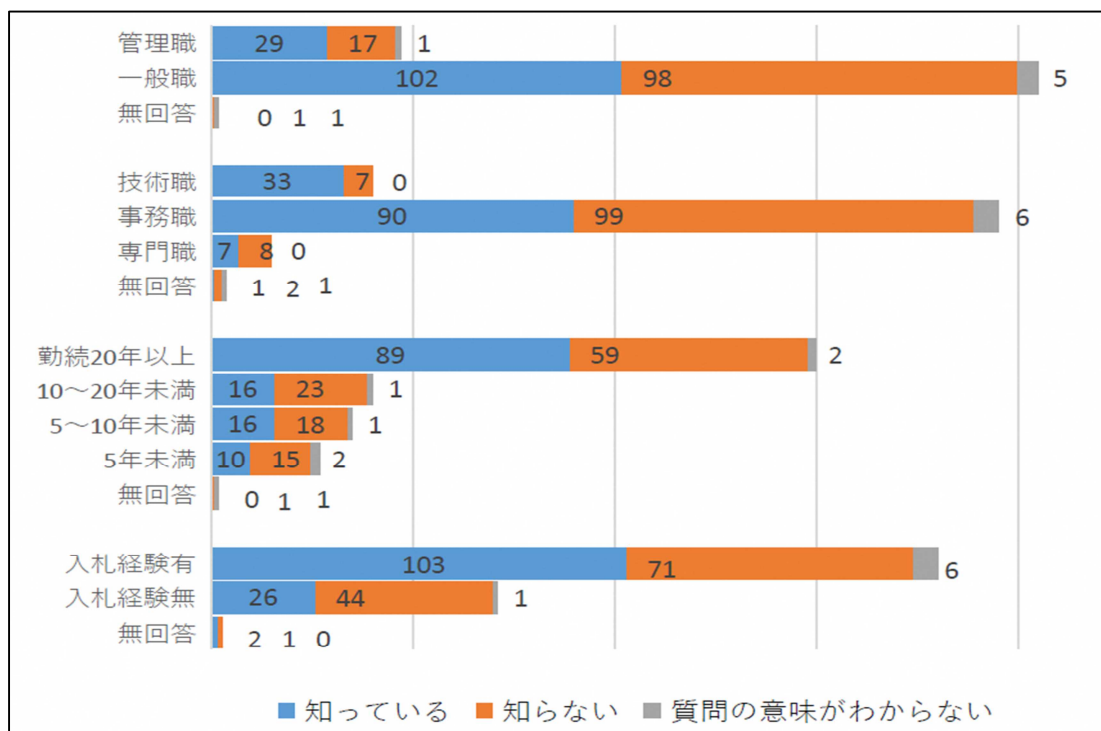
予定価格の取扱いを全て機密情報と誤認している可能性や随意契約による見積合わせと混同している可能性も考えられる。

- 工事だけでなく業務委託、物品購入等も入札の場合は、予定価格を事前公表しているので、正しい認識が必要。「予定価格はすべて非公開」と誤認している結果、情報漏洩しない可能性も考えられるが、今後は正確な知識を持ったうえで業務に従事するため、本件も周知、理解に努める必要がある。

**【設問7】 本市では、工事とコンサル業務で最低制限価格（低入札価格調査基準価格）があり、事後に公表していることを知っていましたか。**

- ◎ 本市では、落札の最低水準となる最低制限価格を工事とコンサルで設定し、これを下回る応札は、“失格”となり落札できません。（予定価格が1億5千万円以上の工事は、低入札価格調査基準価格を下回る場合は積算内容を調査して落札の可否を判定します。）

最低制限価格は、落札できる最低の金額なので、低価格での競争となった場合は少なくとも抽選の対象になります。事前に分かると公正な競争にならないため、情報管理を厳重にし、落札者決定後の公表としています。



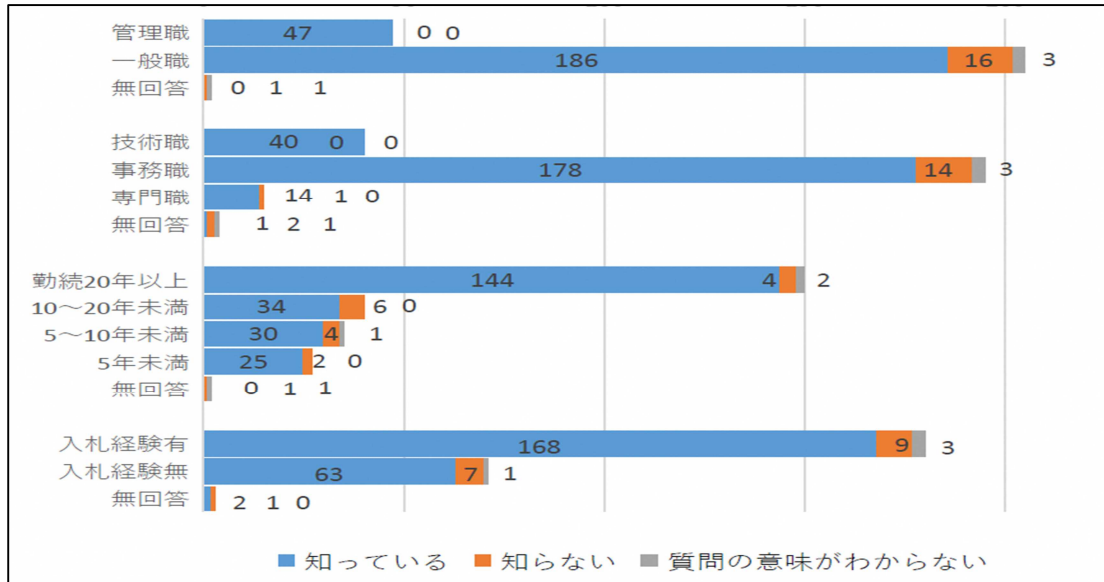
- 本件も、勤続年数を問わず把握できていない職員が多い。

入札経験が有る職員でも、工事やコンサル業務の発注業務に従事した経験がない職員も多いので、専門性も高く、把握しにくいことが理由として考えられる。

- 本件も、“詳細を知らないこと”が情報漏洩の防止につながっている可能性も考えられるが、正確な知識を持ったうえで業務に当たることが肝要であるため周知、理解に努める必要がある。

**【設問 8】 予定価格以外の積算情報は開札までは機密事項であることを知っていましたか。**

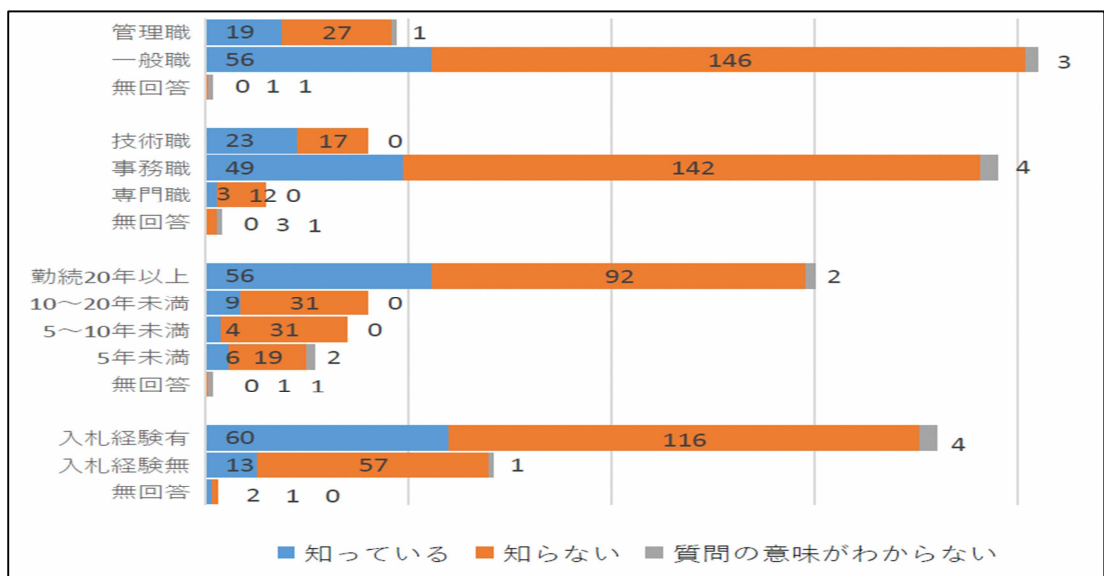
◎ 本市では、入札において、予定価格は事前公表としていますが、それ以外の積算の情報は、質疑・回答によってのみ情報を開示しています。



- 積算情報が”機密事項”ということは、多くの職員に理解があった。具体的な内容や詳細が解らなかったために”知らない”と回答した職員もいたのではないかと推察できる。
- 予定価格以外の積算情報は、単価、歩掛、作業日数等であるが、予定価格を公表しているので、勘違いして「答えて良い」と誤解する可能性もある。再発防止のためには、全員が正しく認識する必要がある。

**【設問 9】 最低制限価格（低入札価格調査基準価格）の積算方法はホームページで公表していますが、知っていましたか。**

◎ 最低制限価格は落札者決定後に公表しますが、最低制限価格の算出方法は、透明性確保の観点から公開しています。そのため設計書の積算内容（直接工事費、一般管理費等の諸経費）が解れば容易に算出できます。



- 本件は特に専門性が高い内容であり、技術職の約6割は理解しているが、他の職種は約75%が”知らない”または”質問の意味がわからない”と回答している。
- 事件に関与した職員が市に提出した顛末書では「(漏洩相手方の)社長から依頼された際、(最低制限価格の)出し方は知らないと答えたが、直接工事費と諸経費が分かればいいと言われ、また調べておく」と答えたことと記述している。”知らない”ことが情報漏洩の防止になるのではなく、正確な知識が無ければ不用意に漏洩してしまう危険性があるため事件の経過を含め、正しい知識を伝える機会をつくりたい。

## 【まとめ】

以上の設問の回答状況から、多くの職員に入札制度への理解や認識が低いことが判明した。一般的に専門性があり、難しいといわれる入札契約業務であるが、法令にも定めがあるように、調達の基本は入札となっていることから、工事だけではなく、業務や物品購入も原則は入札であり、今まで経験がなくても今後携わる可能性がある。

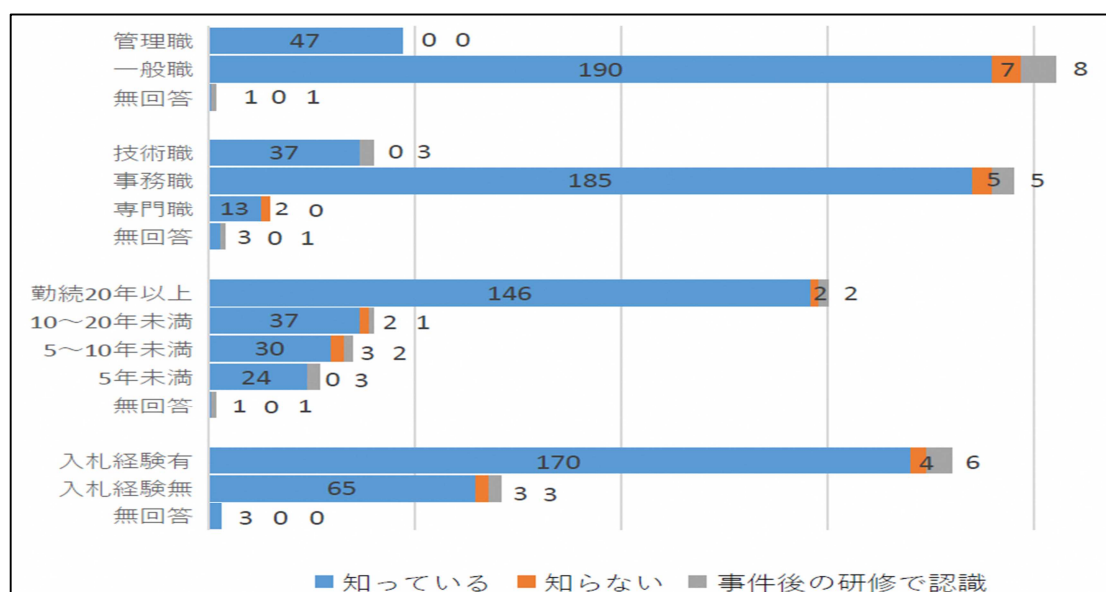
このことから、入札に関する知識は技術職だけが理解しておくべきものでなく、事務職や他の職種も含め「発注機会が少ないので解らない」という認識を無くしないと再発防止に繋がらない。基本事項を正確に把握し、機密情報漏洩の再発を防ぐため、発注事務に関する資料の作成や各種研修を通じて改善を図っていきたい。

## (2) 懲戒処分に係る認識について

設問10～14：今回の事件では、職員が懲戒処分となった。機密情報の漏洩という行為の重さ、公務員という職務の立場を再認識させ、啓発を兼ねて問いかけることで、意識の確認を行うための設問。

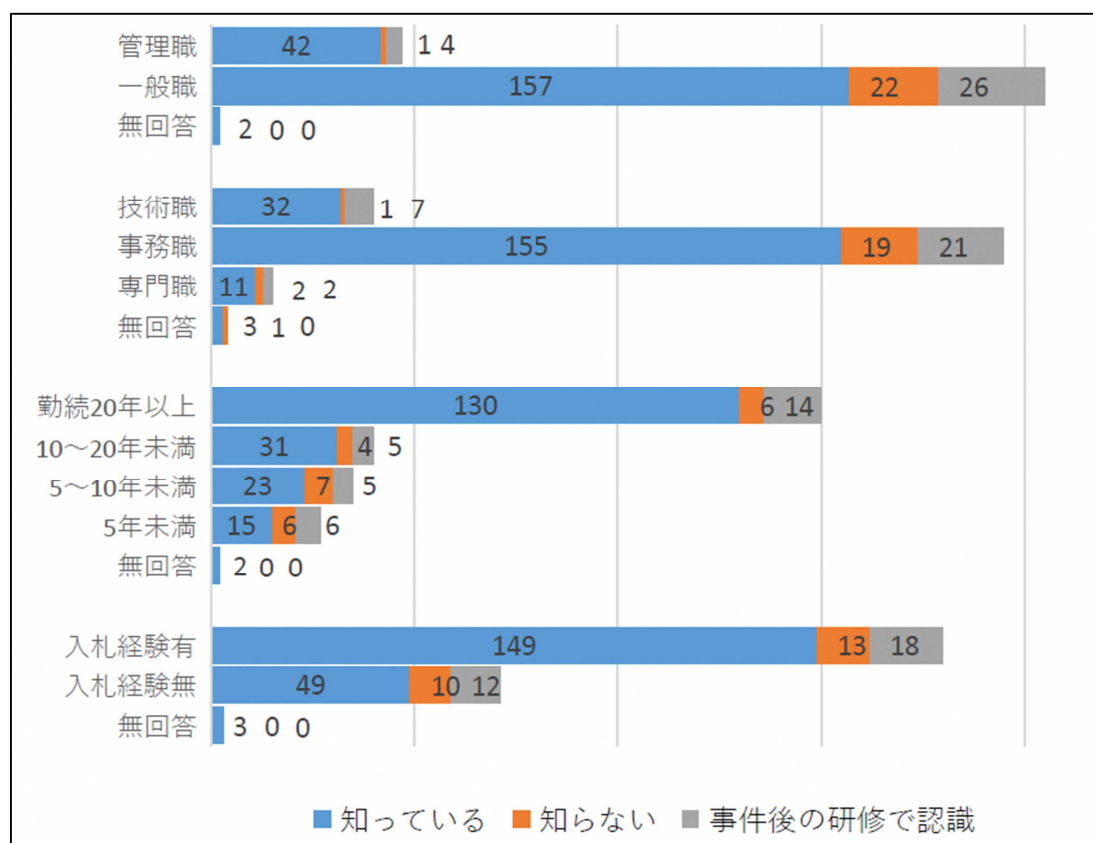
### 【設問10】 予定価格や最低制限価格の情報漏洩が懲戒処分の対象となることを知っていましたか。

- ◎ 公表前や随意契約など、公表されていない予定価格や開札前の最低制限価格又はそれを類推させる情報漏洩は、何らかの懲戒処分になることは避けられません。



- 9割以上の職員が”知っている”と回答。多くの職員が、機密情報の漏洩が処分の対象と捉えている。
- 再発防止のためには、事件の経過、処分の経過を正確に理解してもらう必要がある。

**【設問 1 1】** 今回、金品等賄賂の授受がなく情報の漏洩の罪で懲戒免職となり、退職金の支給もされない状況になりました。そういった処分になるという認識ありましたか。

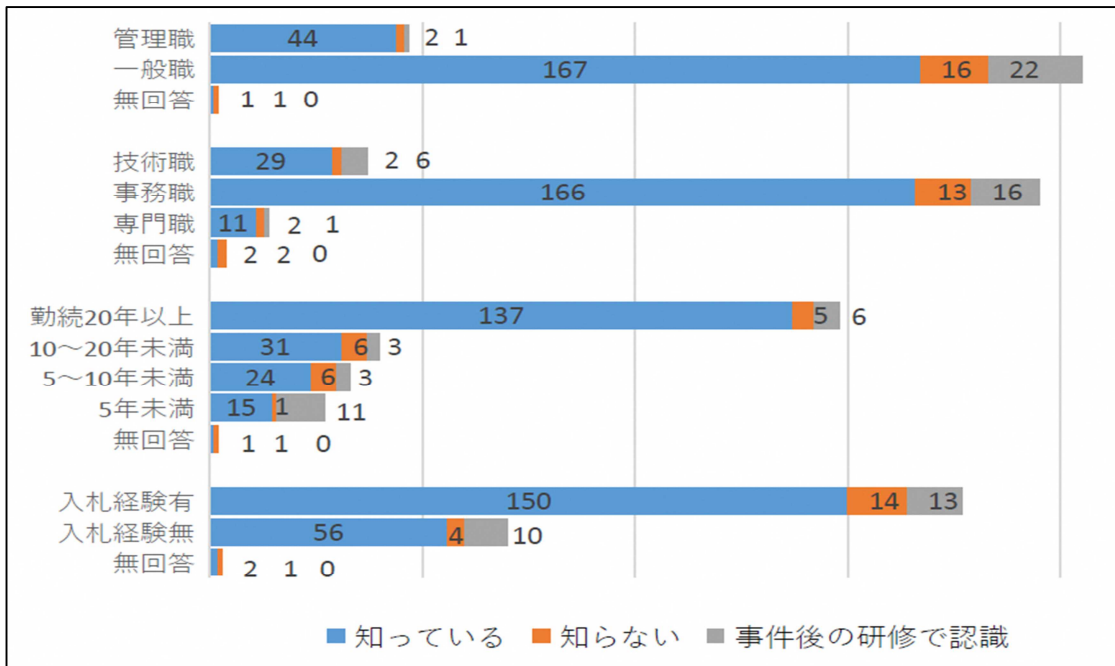


- 多くの職員が”知っている”と回答。
- 事件を風化させないよう、再発防止のための教訓として、全員が認識できるよう今後研修等に取り組んでいきたい。

**【設問 1 2】** 事業者が非公表の情報を入手するため、職員に対して不当に情報提供要求または働きかけを行った場合、入札妨害にあたることは知っていましたか。

- ◎ 入札妨害や談合に関しては、受注者が複数で相談するとのイメージがありますが、特定の相手に情報を伝え、公正な入札を害する行為も罪になり、職員が関与した場合には官製談合となります。

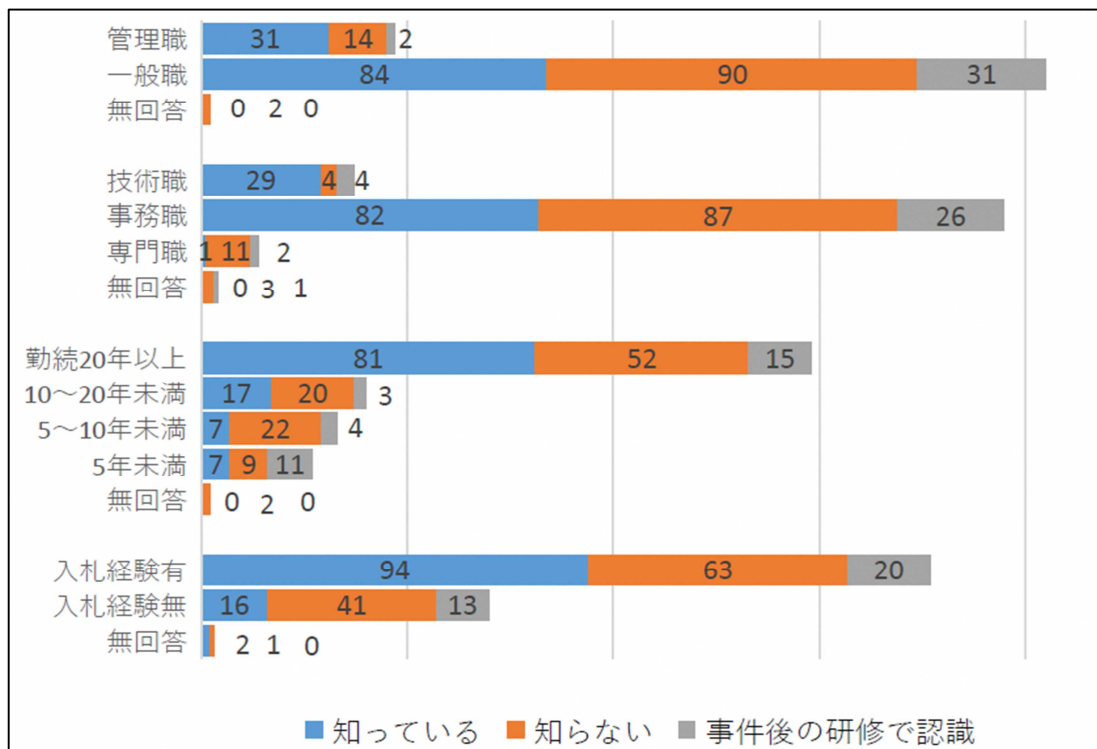




- 本件は、今回の事件が入札妨害にあたることへの認識度を確認したものであるが、多くは正確に認識している。
- 入札談合関与行為防止法は新しい法律で、本市でも以前に研修を行ったが、再度開催するなど周知の機会を設けていく必要がある。

**【設問13】 経費の区分（直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等）を教示することで、ホームページで公表された算出式を使って、最低制限価格が算出できるため、機密情報の漏洩で官製談合に該当することは知っていましたか。**

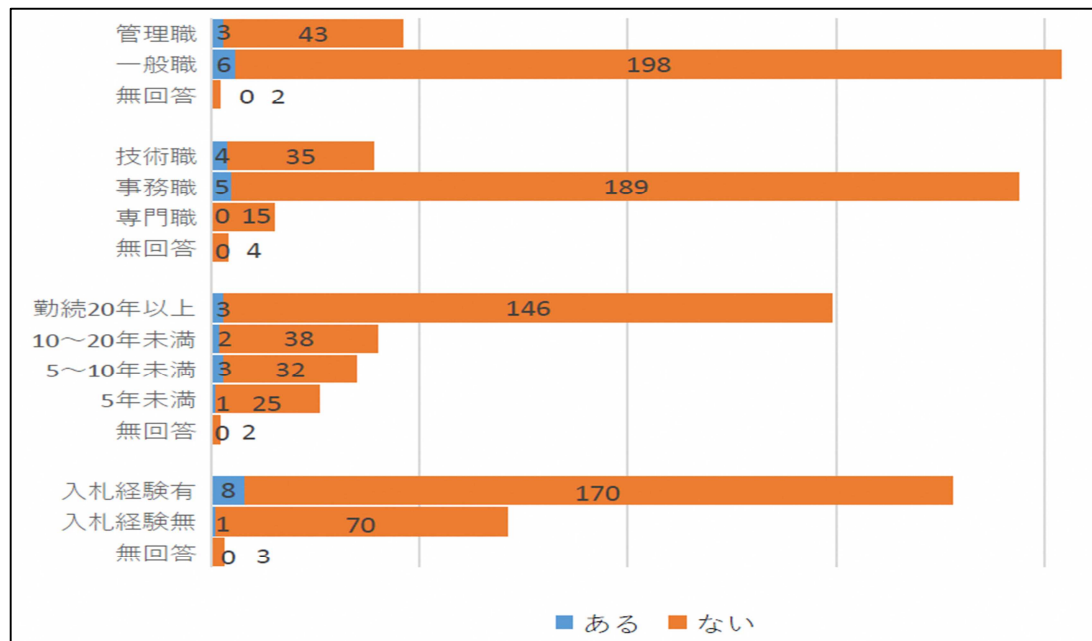
◎ **【設問9】**を詳しく確認するもので、今回の事件の漏洩内容です。



- 前の設問よりも内容を具体的に記述しているため、“知っている”との回答が増えたと思われる。
- 前の設問どおり、入札談合関与行為防止法の周知の機会を設けていくが、事件の具体例を活用した方が解りやすいということがアンケート結果から導きだせる。

**【設問 1 4】 情報管理面で不適切と考えるが、止む無く設計に関する業務などを自宅に持ち帰って作業をしたことがありますか。**

◎ 自宅に持ち帰ることは、情報漏洩のリスクにつながります。



- 実態を把握するため”設計業務等”と具体的な業務に限定した。近年の情報管理の状況からほぼ持ち帰りはないと想定していたが、若干名が”ある”と回答した。おおよそ10年間を対象に調査、回答を求めたため、最近では解消されているか、また新型コロナウイルスによる在宅勤務として設計図面の精査など、金額に関わらない業務を持ち帰ったことを”ある”と回答した可能性も考えられる。
- 業務体制の構築が必要と考える。

**【まとめ】**

今回の事件の要因、背景の把握、コンプライアンスの理解度を問いかけることで、認識してもらおう狙いもあった。

多くの設問で、事件の背景に係る部分に関心があることが判明したことから、事件の記録を研修資料として活用するなど、研修の効果を上げる手法を検討していきたい。

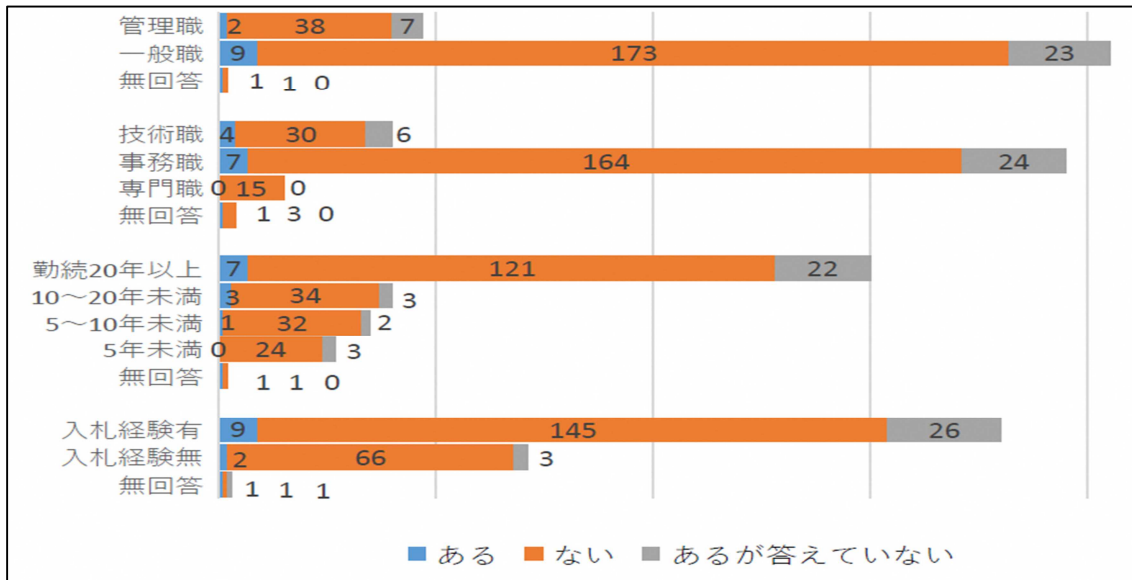
**(3) 不当な働きかけの現況について (随意契約)**

設問 1 5～1 6 : 入札は職員全員が関わることがなくても、随意契約は全員が携わる可能性がある。随意契約は、入札以上に担当者と事業者の距離が近くなる可能性、意識が低くなる可

能性もあることから、不当な働きかけの状況を確認する設問。

**【設問15】 随意契約で「〇〇円くらいですか？」と聞かれ「そこまでの金額ではない」と答えても、予定価格の範囲を示したことになります。聞かれたことがありますか。**

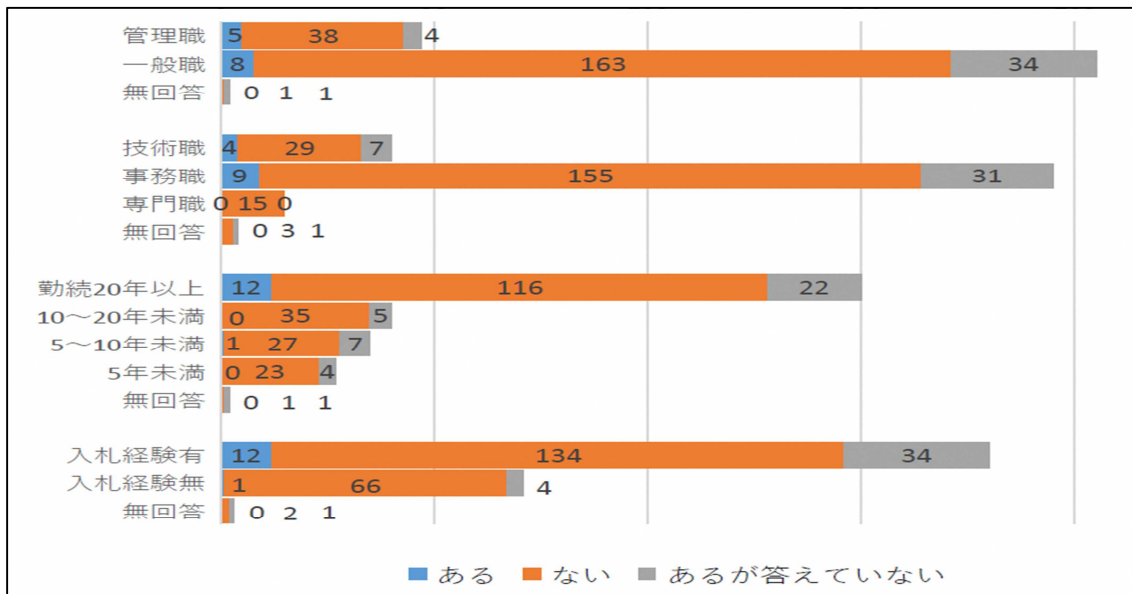
◎ 特定の相手に情報を伝えると、公平な競争ができず、特定の相手へ便宜を図ったことになります。内容によっては、官製談合となる場合もあります。



- ”ある”、”あるが答えていない”を含め、41人が働きかけがあったと回答。勤続年数が長い職員に対する働きかけが多く、若い職員には少ないことが見て取れる。
- 随意契約については、担当する職員も多いことから、随意契約に関する改善が必要であり、職員への周知、徹底を図っていく必要がある。

**【設問16】 随意契約で参加業者名や参加者数を問われ、教示した経験ありますか。**

◎ 価格に関する情報でなくとも公平な競争を阻害し、特定の相手へ便宜を図ったことになります。場合によっては、参加業者間で談合が行われる可能性もあります。



- 業者名でなく参加者数であれば安易に伝えてしまう可能性もあり、働きかけのあった件数を考慮すると、早急な対策が必要。

### 【まとめ】

今後の再発防止を図るうえで、随意契約の実態を確認したが、働きかけも多く、しっかりと対策を行っていきたい。

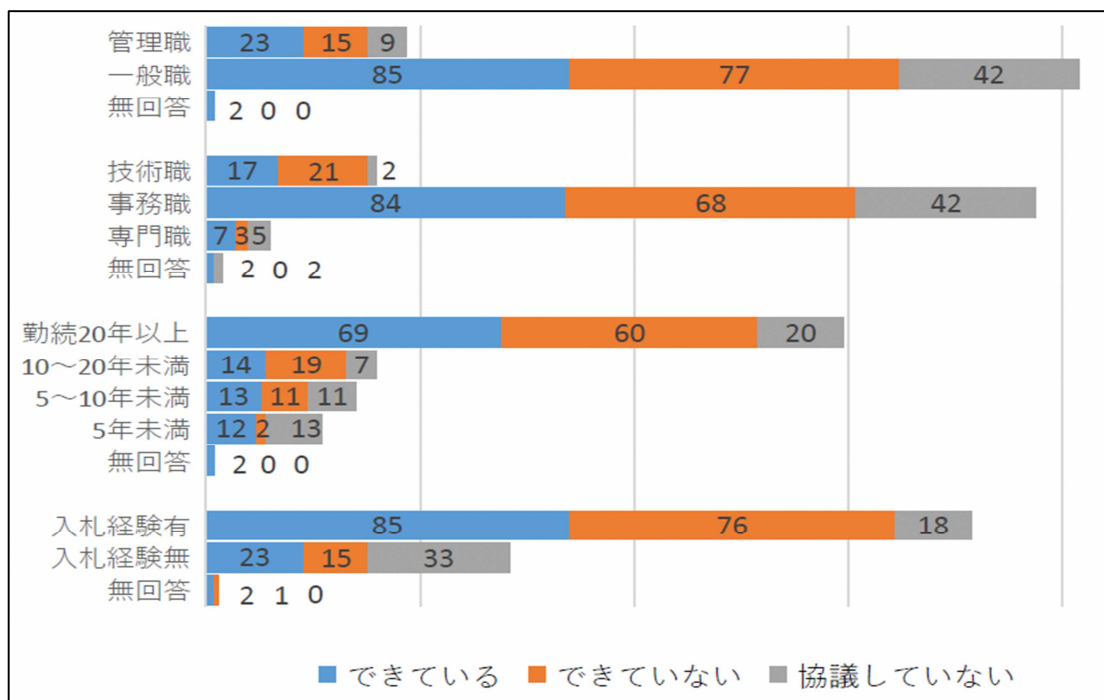
市として毅然とした態度を対外的に示すことで、職員に対する働きかけの防止も見込める。

### (4) 事業者との関係（マニュアルの対応・コンプライアンス）

設問 17～25：事業者との関係においては、コンプライアンスマニュアルに基づき、適切な距離を置いた対応が必要であるため、業務上やプライベートでの接し方を確認する設問。

**【設問 17】 事業者との打合せは原則”複数で対応”とされています。なかなかできていないのが現状だと思いますが、対応できていますか。**

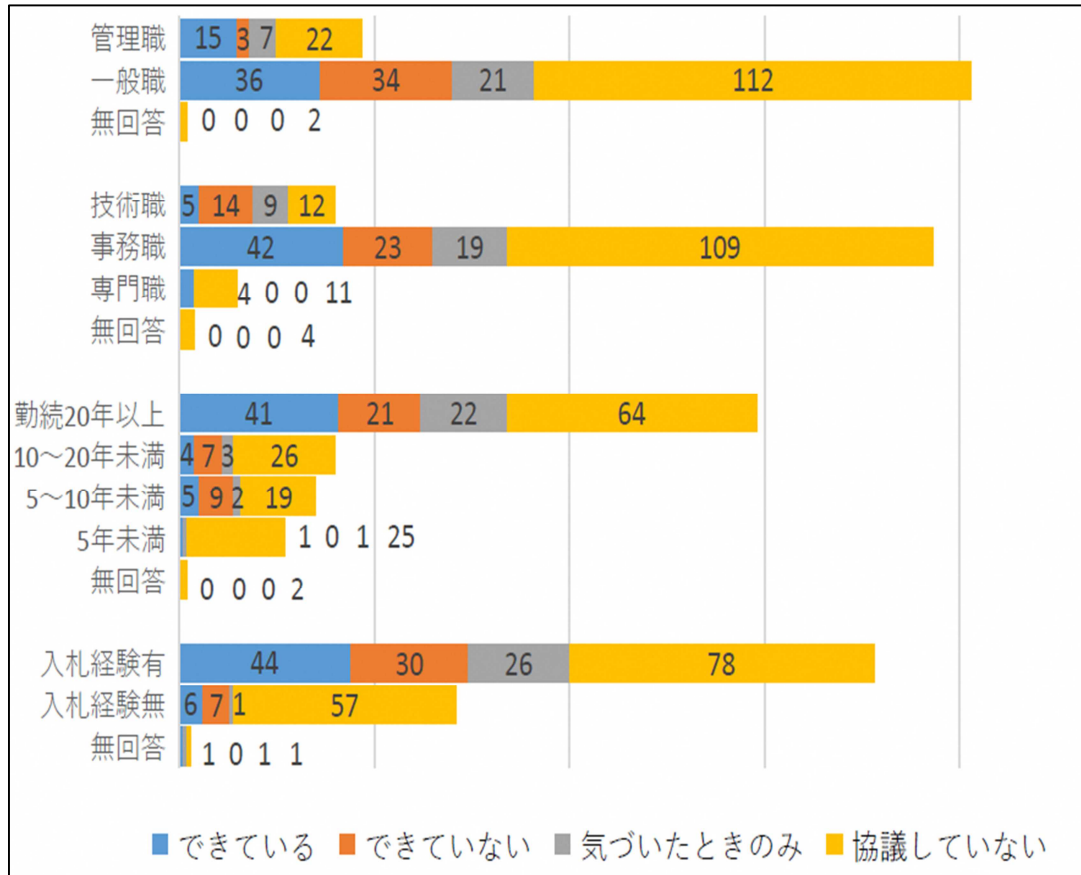
◎ 本市のコンプライアンスマニュアルに、相手との協議は、複数対応が原則と記載しています。



- 半数近くが”できていない”と回答。業務量と職員数の関係もあると思われるが、特に技術現場では、単独で対応せざるを得ない状況があるのではと推察できる。
- 複数対応できないものは、報告を徹底するなど代替えの対処も含め、工夫をしていく必要がある。

**【設問18】** 事業者との打合せは、原則として市役所内で複数対応が望ましいとされています。ただ、現実には、工事現場や相手の事務所等で単独で折衝することもあると思います。その場合、任意様式で記録することと記載されています。履行できていますか。

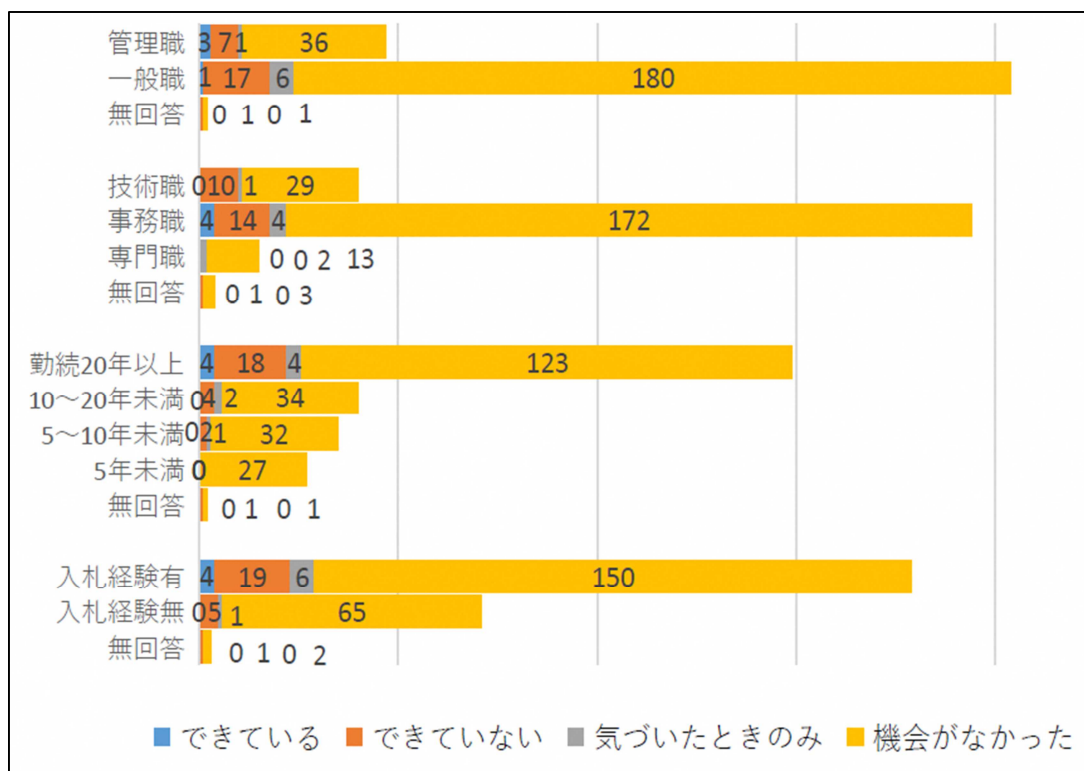
◎ コンプライアンスマニュアルでは、折衝記録の徹底を記載しています。



- 半数以上は機会なしと回答しているおり、“気づいたときのみ”を含め、必要に応じて記録されている。設問は、監督職員として工事の協議をする場合を想定していたが、他のケースも含む回答になったものと思われる。
- 多くの場合、後日に作成する協議記録を含めて整理されているものと思われるが、目指すところはリアルタイムでの対応なので、今後も啓発を図り、改善していく必要がある

**【設問19】** 事業者の方とのプライベートの接触が、どこかであると思われます。会話の内容が業務内容に及んだときは、任意様式で所属長に報告することになっています。履行できていますか。

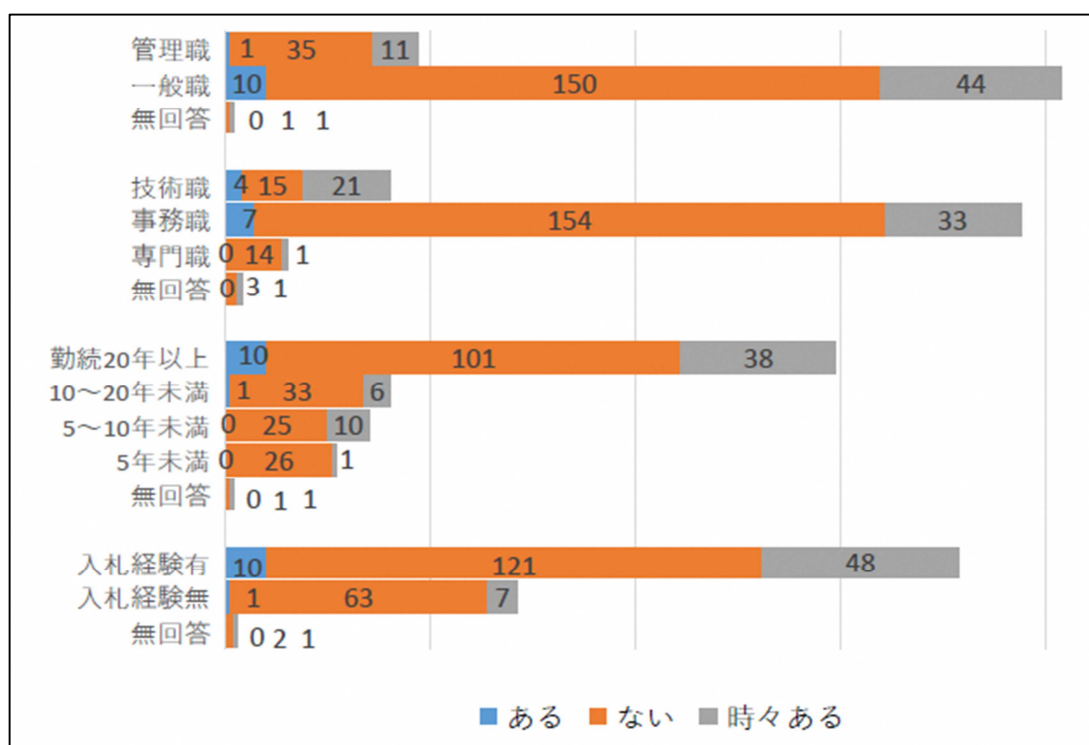
◎ マニュアルでは、会話の内容が業務内容に及んだときには、任意様式で所属長に報告することにしています。



- ”機会がなかった”という回答が多いが、親戚、友人、知人、地元行事など接触の機会は多々あると思われる。どこまでをプライベートでの業務の会話として解釈するのか迷いがあったのではないかとと思われる。
- マニュアル等で、具体的な指針を明確にする必要がある。

**【設問20】 事業者と個人所有の携帯で連絡を取り合うことが頻繁にありますか。**

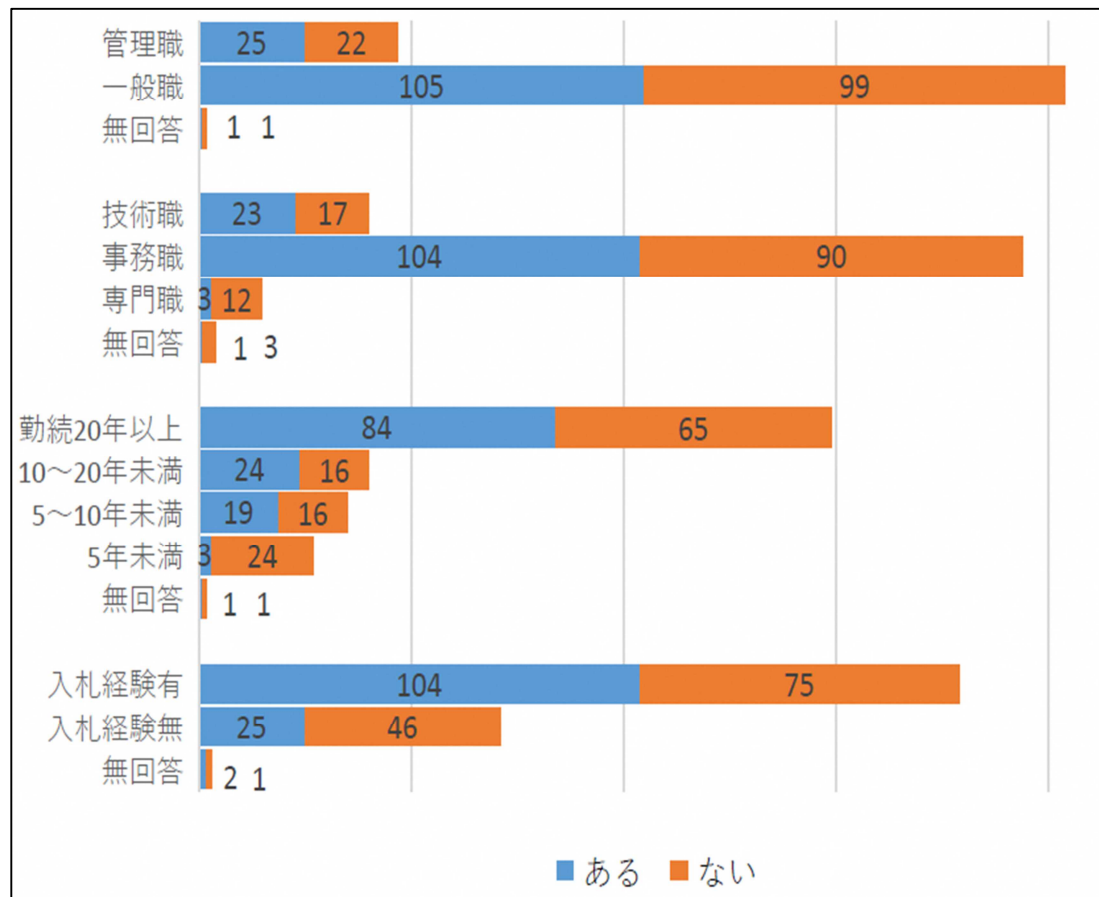
◎ 急な連絡など、必要な場合もあるが、業務上の連絡を個人の携帯で行うことはできるだけ避け、頻繁にならないよう注意しなくてはなりません。



- ”時々ある”も含め、技術職や入札経験のある職員の使用割合が多い。
- 現場対応を円滑に進めるには携帯電話の使用は有効であるが、個人所有の携帯を使わない方法を検討する必要がある。

**【設問 2 1】 「仕事をスムーズに進めるため」「技術力の高い業者への期待」などの理由から特定の業者が受注することを期待したことがありますか。**

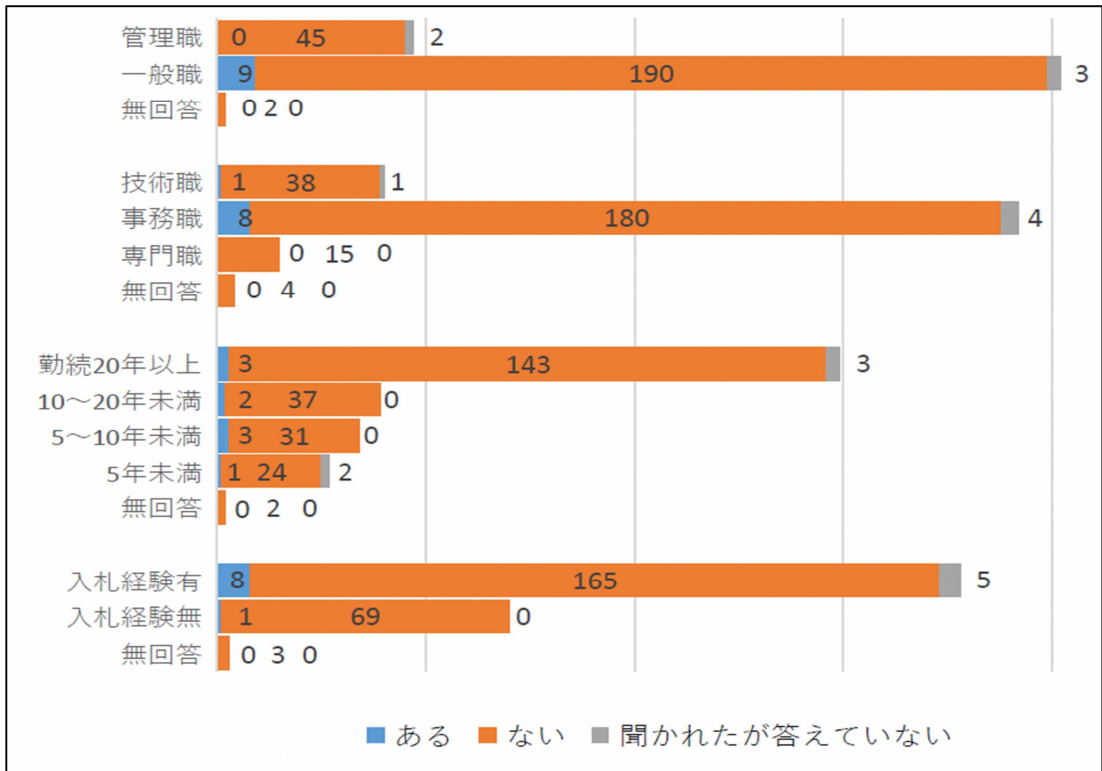
◎ 事件の核心とされるポイント。事件に関与した職員は、「業務を円滑に進めたいという考えから、特定の事業者へ便宜を図った」と答えている。



- 業務を円滑に進めるうえでは、何ら不自然でない期待であり、半数近くがそう考えている。
- ただし、業務を円滑に進めるために、特定の事業者へ便宜を図る恣意的な考えは、違法な行為を正当化できるものではない。

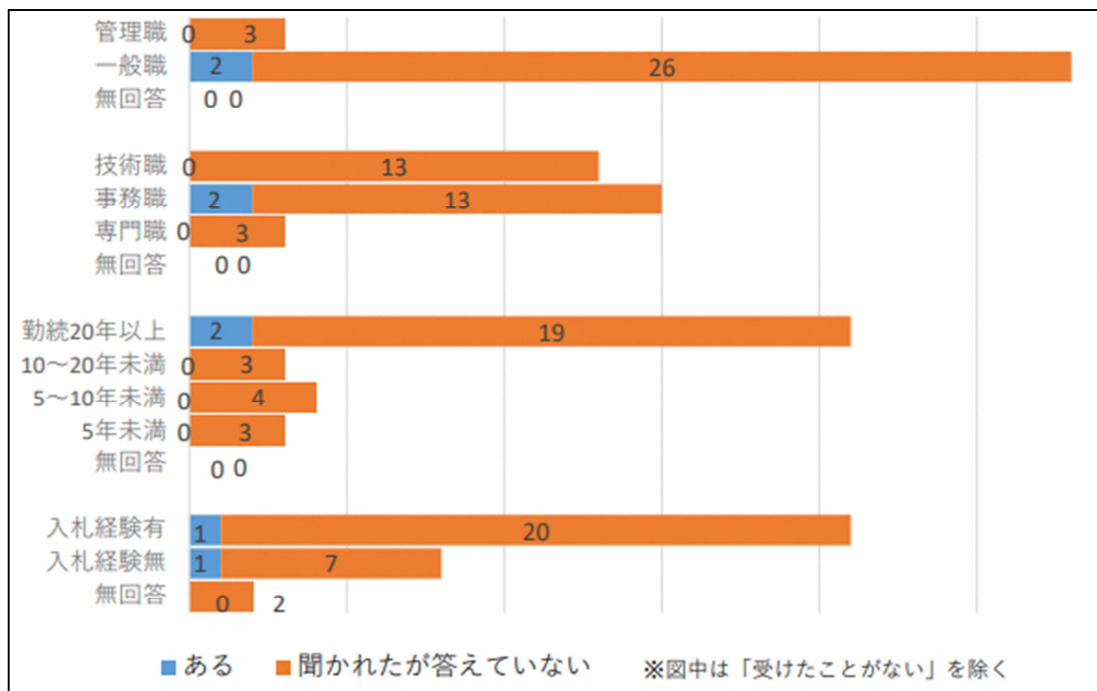
**【設問 2 2】 他の職員から入札情報（予定価格・設計条件・発注時期等）に関して聞かれたことがありますか。**

◎ 職員間の業務上のやりとりは別として、業務上関係のない職員が入札情報を知る必要はないので、注意が必要です。（立件された事件の機密情報が漏洩した原因）



- 時期、内容等の詳細は不明ながら、3名が”聞かれたが答えていない”、9名が”聞かれた”と回答。
- 必要性のない職員からの問いかけに不信感を抱き、報告、通報する体制を確立していく必要がある。

**【設問23】 事業者から入札の公告中、公告前に入札情報（積算内容等）に関しての問い合わせを受け、推測させる情報等を答えたことがありますか。**



- 時期、内容等の詳細は不明ながら、29名が”聞かれたが答えていない”、2名が”答え

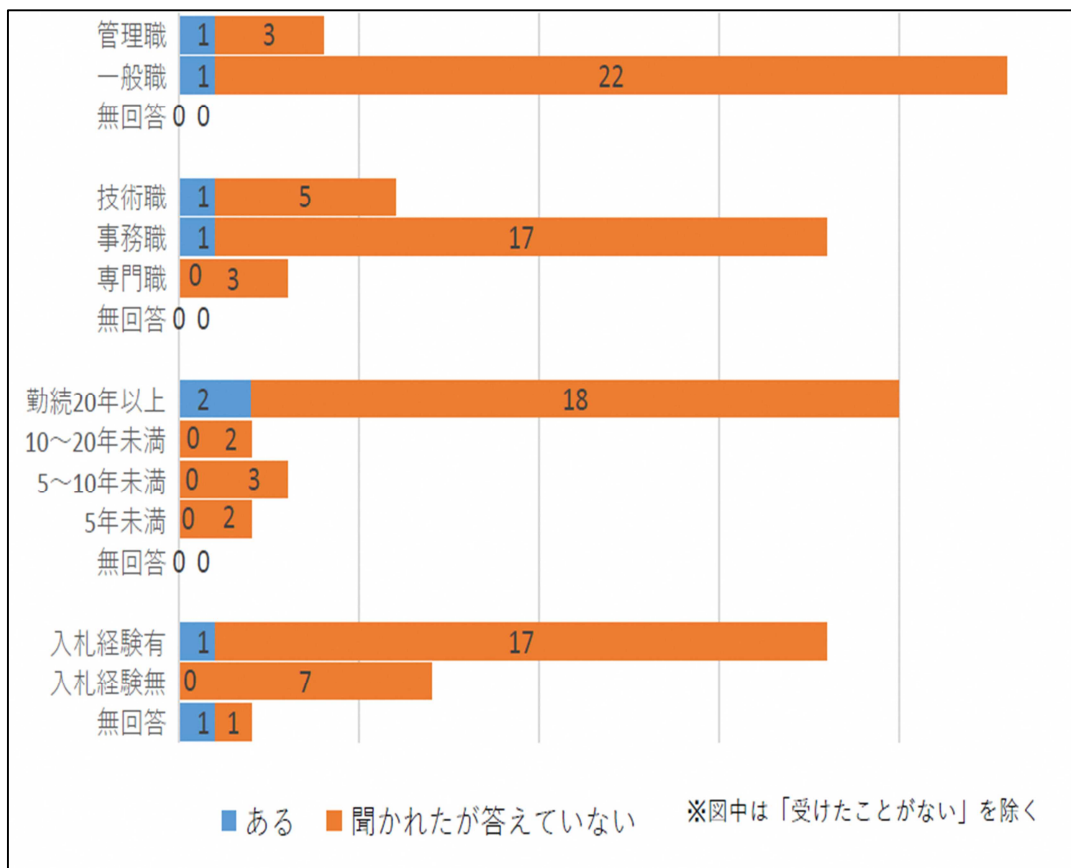


た”と回答があった。事件と同じことであり、本設問からも再発の可能性があり、対策が必要なことが見て取れる。

- ”答えていない”件数がほとんどで、情報秘匿における意識は充分にあると考えられるが、意識の徹底、働きかけの防止対策も必要であり、前設問同様に報告、通報する体制を今後に備え確立していく必要がある。

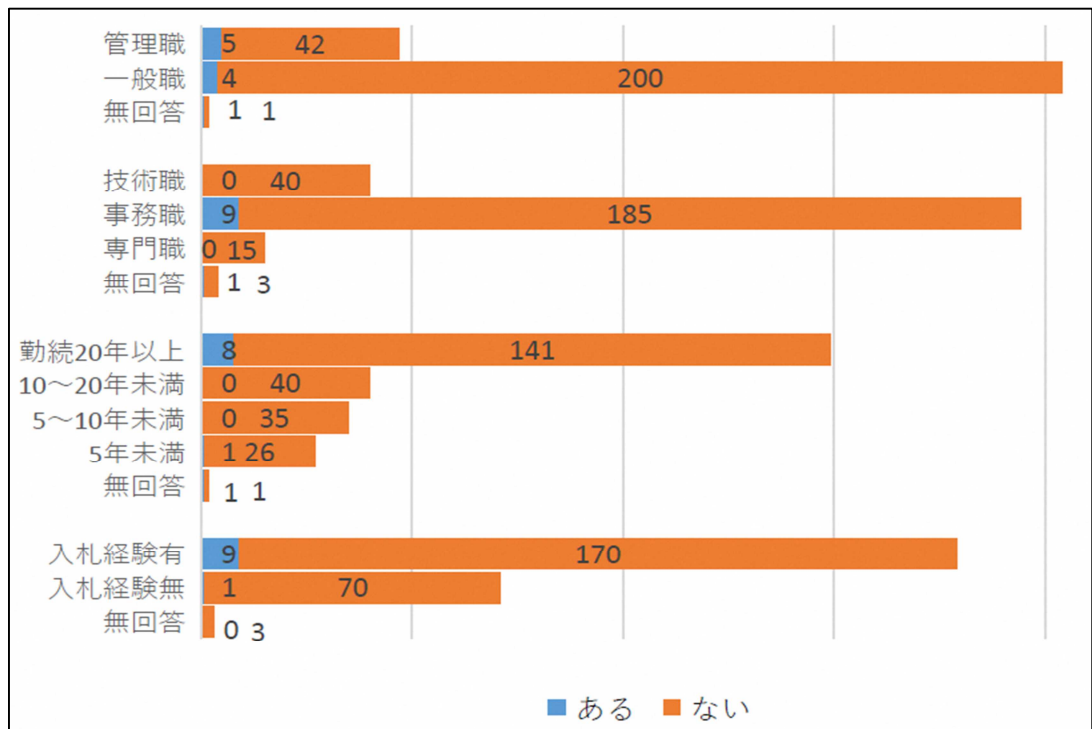
**【設問 2 4】 随意契約において、事業者から予定価格に関するの問い合わせを受け、推測させる情報等を答えたことがありますか。**

◎ 随意契約は、予定価格非公開であり、答えてはならない機密情報です。



- 時期、内容等の詳細は不明ながら、25名が”聞かれたが答えていない”、2名が”聞かれた”と回答。
- 前の設問と同様、ほとんどが聞かれても答えておらず、情報秘匿における意識は充分にあると考えられるが、更なる意識の徹底、働きかけの防止、報告や通報体制の確立が必要。

**【設問 2 5】 他の職員が事業者から積算情報の問い合わせを受けたことを見聞きしたことがありますか。(入札・随意契約)**



- 9人が見聞きしたことが”ある”と回答。
- 噂を聞いたのか、その場面に遭遇したのか、今回の事件のことなのかかわからないが、見聞きした場合、どう行動すべきか、市として対処すべきかが再発防止の焦点になる。

### 【まとめ】

本市では、平成31年に「発注事務に関するコンプライアンス・マニュアル」を策定し、入札、契約等業務の原則、服務規律の徹底等を図っているが、事業者との複数対応や記録の作成等、意識的に取り組んでいる様子は見取れる。ただ、マニュアルに記載の内容は、具体的にどこまでということを整理しないと、個々に判断は違ってくるので、具体的な事例もあげ、詳細を伝える研修も必要。

また、職場状況によって、単独の折衝や個人携帯の活用の実態があることは、個別折衝の機会を与えてしまっているので改善が必要。

技術力の高い業者への期待は、当然のことでもあるが、再発防止の観点から、更に制度、コンプライアンスの徹底を図っていく必要がある。

詳細は不明ながら、情報を探る働きかけがあるとの回答があった。不当な問合せに毅然とした対応をした職員が多くいたことは喜ばしいが、今後の再発防止に取り組んでいきたい。

### (5) 職場環境の現状

設問26～29：職場環境、特に業務上悩みを抱えた職員が多く、相談できる相手もない、危ない行動を注意できる状況にもないとあれば、次の事件に繋がる可能性があるため、現況の確認を行う質問。

**【設問 2 6】** 現在、業務で悩んでいることはありますか。  
(入札等の調達に関わらず)

**【集計結果から】**

- 約半数の職員が業務上の悩みを抱えていると回答。  
特に職種や、勤続年数等による特徴も見られなかった。

**【設問 2 7】** 職場環境は、業務上の悩みなどを相談できる環境で、相談相手となる同僚や先輩職員はいますか。

**【集計結果から】**

- 約9割の職員が相談できる相手がいると回答。技術職員は、”いない”と回答した率が高い。  
勤続年数等による差は見られなかった。

**【設問 2 8】** 情報漏洩防止の観点から、他の職員の行動などに注意したことがありますか。

**【集計結果から】**

- 管理職は、ほぼ半数が注意したことがあると回答。職務上の役割もあるため、多い結果になったものと思われる。
- 全体では、約3割が注意した経験があると回答。

**【設問 2 9】** 職場全体として、非公表の情報を管理している意識は高いと感じますか。

**【集計結果から】**

- 約7割の職員から”意識が高い”という回答があったが、逆に言えば3割は低いと感じているということで、その点が問題と解釈すべき内容である。
- 事件の影響もあると思われるが、低いという課題に向き合っていく必要がある。

**【まとめ】**

職場環境に関する設問においては、8割の職員が、相談できる同僚や先輩がいるという回答であったが、悩んでいる職員が約4割いることから、更に相談しやすい職場づくりが必要。情報管理意識については、3割の職員が低いと考えていることから、事件を風化させないよう研修を重ねる必要がある。

## アンケートの自由記載欄

最後に、今回、自由記載欄（設問30）に83件（回答の約3分の1）のあり、主な内容は以下のとおり。

### ① 事件に関する率直な感想や意見

- 『絶対してはならない。』『あつてはならないことと。』『非常に残念。』
- 『遠い世界のことだと思っていた。』『感覚が麻痺していた。』
- 『市民の信頼を損ねる行為。』『我々職員が大いに反省すべき。』
- 『市民からの信用を大きく失墜させる残念かつ腹立たしい事件であった。』
- 『公正な立場で仕事をするのが公務員だと再認識した。』『再発防止に努める事が必要。』
- 『入札に関する情報の機密性の保持がどれほど重要な責務かを認識するきっかけになった。』

### ② 事件に関する意見（旧町時代から感じていたこと）

- 『積算能力を考えるとひと昔前のこと。』『（以前から）官製談合の土壌はあったのでは。』
- 『昔は必要悪だった。』『旧町では談合は横行していた。』
- 『4町合併前には官製は別にして談合が行われているような気配はあった。』
- 『怪しい動きを見過ごす体制に問題があった。』
- 『（今後も）必要悪として不正行為に及んでしまう可能性は低くないのでは？』

### ③ 職員のコンプライアンス意識について

- 『南丹市職員のコンプライアンス意識は低いと思う。』
- 『組織としてのコンプライアンス意識が低い。』
- 『コンプライアンスに関し疎い部分があると感じる。』
- 『職場でのコンプライアンスへの意識の徹底を図っていきたい。』
- 『コンプライアンス・マニュアルをよく理解し業務する必要がある。』

### ④ 今後の業務改善に向けて（立場を再認識、再発防止）

- 『特定団体、個人の利益に繋がる言動は行ってはならず、常に公平な立場で業務をしなければならないと再認識した。』
- 『自分に罪の意識はなくとも、結果的にこういう事件に発展することも考えられるので、常に注意しながら対応しなければならないと感じた。』
- 『今後、二度とこういう事件が起こらないよう、職員各自が自戒しなければならない。』
- 『勤続年数を経るにつれ業者とのやり取りする機会も増えたため、仕事や私的なことについても会話する機会が増えた。その際は、機密情報を口外しないよう今一度気を付ける必要があると感じた。』
- 『今まで以上に自分の立場等を考えて仕事をする必要があると考えさせられました。』
- 『情報漏洩は故意的でなくてもふとした時に起こりうるものだと思うので、日頃から気を付けていきたいと思いました。』

『入札業務等をあまり経験していないことから、認識不足によって自分の行った行為が入札妨害にあたるという可能性が出てくるのが危惧される。注意しなければならない。』

『再発防止に向けどのように取り組むのかを考えなければならないと思う。』

『その場の流れや空気、圧力に流されやすい傾向にあるので、対外的な業務については複数あるいは頼れる上司・先輩に十分に相談してから、慎重に取り組みたいと思います。』

『官製談合について、現在は業者との関りが薄いため考えていなかったが、今後、業務を重ねるたびにいろいろな業者と関ることになるため気をつけたい。』

『意図せず情報漏洩をしてしまう可能性は、いつでもどこでもだれでも起こりえることなので他人事と思わず注意したい。』

『入札業務に携わっていれば、誰もが巻き込まれる可能性もあるため、常に機密情報を扱っているという意職をもって業務に取り組んでいきたい。』

『業者との関係性が近くなると相手に付度するなど、危険な状況になることは想像できる。公正な業務執行を心がけるとともに、部署内の執行状況にも目を配るようにしたい。』

『契約業務の時には常に緊張感を持って対応をしています。一層気を引き締めて対応していきたいと思います。』

『業者等から問い合わせや打合せ等は複数体制で対応すべきと考えます。』

『私たち地方公共団体に働く職員は、法令に基づく業務を遂行することになっているが、過去の知識や経験だけで仕事に向き合っていた。社会情勢に目を向け、法律の改正や制定等の把握に努め、常に学習する意識を持ち続けることが必要。』

## ⑤ 今後の業務改善に向けて

『公務員として身に付けておくべき共通の知識を得る場がない。』

『どのようなことをすれば違法になるのかをしっかりと理解できていない。』

『官製談合はダメ、業者に金額を伝えたらダメ、という常識的な認識はあるが、判別がつかないことから、無自覚・無意識に違法行為をしている場合もある。』

『慣れない契約業務に携わった時に、管理職の立場から指示されると従わなければいけないという気持ちを抱いてしまう。』

『金額の大小にかかわらず、契約事務の公平性・透明性が必要。特に少額品の発注などは、実際、担当が業者選定している場合が多いと思うので、特定の業者に偏らないよう、情報開示しても説明ができるよう、事務対応が必要。』

『定期的な人事異動や職員配置等が必要』

## ⑥ 研修の要望

『発注事務の経験があまりなく、研修等、学ぶ機会を設けて欲しい。』

『官製談合にかかわらず広く職員資質向上のための研修が必要。』

『全職員が一定の認識・知識を持つために、研修会等を行っていただきたい。』

『部署や担当によっては、入札に関わる頻度が低いので、定期的な研修が必要。』

『一人ひとりが自覚した対応を取るために、研修等で研鑽する機会が欲しい。』

『職員だけでなく、議会議員や各種審議会等の委員を含め、行政に携わる者全体でも

コンプライアンス研修が必要。』

最後に本来は、長期に渡って同じ所属になっていても、しっかりと業務に向き合い、それが不正を働く理由にはならないが、再発防止の意見として、定期的な人事異動や職員配置、組織に関する意見も何件か見られた

以上、アンケートの成果として、再発防止の材料としていきたい。

3 南議第 161 号  
令和 3 年 12 月 17 日

南丹市長 西村良平様

南丹市議会議長 谷尻宣雄



### 官製談合再発防止にかかる提言書

令和 3 年 2 月 12 日、南丹市が執行した船岡浄水場整備工事に係る一般競争入札において、官製談合防止法違反の疑いで職員 2 名が逮捕され、起訴、執行猶予付き有罪判決が下された。

南丹市議会においては、令和 3 年 3 月定例会において、官製談合再発防止等調査特別委員会を設置し、再発防止について調査等を行ってきたところである。

については、下記のとおり再発防止について提言を行うので、市長においては、再発防止策を講じるとともに、市民への信頼回復に向け、特段の努力をするよう求めます。

### 記

- 1 厳正な入札制度の構築と入札結果の監視強化  
厳正な入札制度の構築を行うとともに、入札結果については監視の強化を図り、不正の早期発見に努めること。
- 2 公務員倫理の徹底  
公務員に求められる高い倫理観について、職員に徹底を図ること。
- 3 不当要求の対応、コンプライアンスの徹底  
不当要求の対応やコンプライアンスについて、定期的に研修を行うなど、職員に徹底を図ること。
- 4 適正な業務発注と職員と業者との関係の明確化  
緊急修繕の特殊性がもたらす業者との関連性の改善を図り、業者と適正な関係に努めるとともに、業者と接する場合は複数で対応するなど、公私の区分を明確化すること。
- 5 適正な人事配置  
職員の人事異動については、定期的に行うなど、適正な人事配置を行うこと。